

# レッドページ

塩田庄兵衛

レッドページ三〇周年

レッドページとはなにか

「行政整理」「企業整備」——一九四九年夏

朝鮮戦争開始前後

言論弾圧

電産の特別指令

民族的悲劇

## レッドページ三〇周年

本年（一九八〇年）は、一九五〇年六月二十五日にはじまった朝鮮戦争の三〇周年であると同時に、日本が前線補給基地として使用されたこの戦争と結びついておこされた「レッドページ」の三〇周年にあたった。そのことを記念して、各地で記念集會が催され（東京の教員関係と北九州市の集會には私も招かれて参加した）、またいくつかの出版物が刊行された。たとえば、元朝日新聞記者・梶谷善久編『レッドページ——失われた人権と報道の自由』（図書出版社）、東京都教職員レッドページ三十周年記念集會実行委員会編『レッドページに抗して三十年』

レッドページ（塩田）

（あゆみ出版）、八幡製鉄レッドページ三十周年記念の集い実行委員会『思い出の文集と闘いの記録』（これは市販されていない）、電産九州不当解雇反対同盟（代表高倉金一郎）『切られたばってん——資料レッドページ』、電産関西不当解雇反対同盟『電産の旗をまもって レッド・ページ三十周年記念文集』などがそれである。また、竹前栄治著『占領戦後史——対日管理政策の全容』（双柿舎）のなかにも「レッドページ」の章が設けられている。さらに雑誌『労働運動』七月号、『月刊労働問題』九月号、『前衛』一〇月号、『静岡県近代史研究』第四号などにも「レッドページから三〇年」を記念する論稿が掲載された。これらはそれぞれ、当事者の痛切な思いのこもった、あるいは研究者の意欲に満ちた貴重な労作である。わけても『切られたばってん』は、多数の当事者・関係者の手記や豊富な関係資料をあつめたB5版・七〇〇ページ余の力作である。なお、すでにレッドページ二〇周年にあたる一九七〇年に、群馬県で教員としてレッドページを体験した立場から、光山松雄著『ある証言——嵐に抗する教師像』（鳩の森書房）と題する詳細な記録が刊行されていたことも改めて思い出される。

ところで、そもそもわが国で「レッドページ」（赤追放）ということばが一般に使われるようになったのは、一九五〇年の「マ書簡」（マッカーサー占領軍司令官の共産党攻撃の書簡——後述する）にもとづいておこなわれた大量解雇からである。しかしレッドページの全貌とその深部については、こんにちまだ不明の点が多い。前記『レッドページ』の編者梶谷善久も、その序文で指摘している。

「日本戦後史のなかで「秘史中の秘史」とされていたレッドページ関係の極秘占領文書は、ワシントン・ナショナル・レコーズ・センターで発掘作業がつけつけられているが、その全貌はまだ明らかにされていない。当時も現在も、政府・経営者側は真相を語ろうとしない。ページされた者、被解雇者たちはこの暗い過去に触れたがら

ない。不愉快な記憶は消し去りたいとの潜在意識があり、またその前歴が今の社会生活にマイナスとなる恐れがあるからであろう」

この小論は、前記の諸文献をおもに利用しながら、現時点で確認することのできる「戦後史の恥部・レッドページ」の要点を、いちおう整理しておくことを目的とする。格別に新しい資料の発掘や意義づけをなし得なかつたことは残念であるが、三〇周年という時点で、この深刻な歴史的事件について、われわれがどのような認識をもち得ているかを概括しておくことも、一定の意味があるのではないかと考える。

#### レッドページとはなにか

さて「レッドページとはなにか」については、さまざまな理解がある。およそ反体制的な思想家・運動者に弾圧を加えることをすべてレッドページとひろくとらえる考え方もある。前記・梶谷編『レッドページ』に、「レッドページを考え直す」と題する一文を寄せているジャーナリストの松浦総三は、「私は、レッドページを、天皇制下の一一〇年間一貫しておこなわれた弾圧と考えるものである」（二〇六ページ）と述べて、一九五〇年夏を頂点とする戦後のレッドページを、敗戦Ⅱ占領開始後間もない一九四六年にさかのぼって、いくつかの段階に区切ってとらえようとしている。一理ある考え方のようでもあるが、あまりひろく弾圧一般と同義語に解釈すると、「レッドページ」という用語がふくんでいる特有の歴史的意义が薄れてしまう恐れを感じる。

ふつうレッドページは、次に代表例を紹介する広狭二つのとらえ方で理解されているといえるだろう。狭義のとらえ方の一例は『日本近現代史辞典』（東洋経済新報社 一九七八年刊）である。

「レッド・ページ Red Purge（一九五〇・七一―一九五〇・一二、昭和二五）日本共産党員とその同調者を職場より追放すること。一九五〇年（昭和二五）五月から六月にかけて、マッカーサーの反共声明、共産党中央委員と「アカハタ」編集部員の追放など、共産党にたいする占領軍の弾圧が強まったが、六月二五日朝鮮戦争の開始とともにその対象は拡大され、七月二八日からは新聞・通信・放送機関からの共産党員排除が実施され、このうち、民間産業・政府機関にわたって年末までに一万数千人の共産党員とその同調者が追放された。この結果、前年の人員整理とあいまって労働組合への共産党の影響力は大きく後退し民同派の支配を決定づけ、労働運動は一時的に弱体化した。〔参考〕労働省・資料労働運動史、昭和二五年、一九五二（宮田栄次郎）」

このようなとらえ方は、一般に承認されている定説といってもいいだろう。これにたいして、前記『切られたばってん』の編者・高倉金一郎は、レッドページを次のように広くとらえている。

「一九四九年から五〇年にかけて、アメリカ占領軍の指揮のもとに、大がかりなレッド・ページがおこなわれた。行政整理（政府の整理計画二六七、三〇〇名、実際の整理人員一七四、一七五名）のなかで推定九、〇〇〇名、企業整備（四三五、四六六名）のなかで推定二〇、〇〇〇名、イールズ声明にもとづく教職員の解雇推定二、〇〇〇名、マッカーサー書簡にもとづく解雇一二、一四九名（政府発表）、計四〇、〇〇〇名をこえる大量のレッド・ページがおこなわれた。

被ページ者のほとんどは、共産党員または共産党支持者であり、労働組合幹部であり、職場の活動家であった。レッド・ページによって、日本の労働運動は大きな打撃をうけ、ひいては民族的悲劇をもたらした」

かれ自身、電産（当時の正式名称は日本電気産業労働組合協議会）副委員長や産別会議（全日本産別労働組合会議）

事務局長その他の労働組合幹部の要職を歴任し、被ページ者となった高倉はさらにつづける。

「行政整理・企業整備が行われた当時の失業者数は、政府の発表でも一七〇万人に達していた。この失業の洪水のなかで、七〇万人をこえる人べらし「合理化」があらたにおこなわれた。「合理化」にあたっては、つねに占領軍の命令で、レッド・ページが第一順位におかれ、組合の指導権は、反共・親米・労資協調の民主化同盟（民同）の手に移り、大量解雇反対闘争、レッド・ページ反対闘争は、致命的打撃をうけた。

自殺、離婚、一家離散、「赤」という烙印をおされたことによる長期の失業など、三親等まで迫害されるといふ情況が生じた。あらたな失業者も加え何百万という労働者とその家族は、職がなく、悩み苦しんだ。これこそアメリカ占領軍によってもたらされた民族的悲劇であった。

一九四九年三月末には、三六、四八二組合、六九一万名（組織率五五・八％）であった労働組合が、一九五一年六月末には二七、六四四組合、五六九万名（組織率四二・六％）となり、僅か二年三カ月の間に、八、八三八組合一三二万名（組織率の低下一三・二％）も激減した。」

高倉金一郎のとらえ方は、『日本近現代史辞典』の解説をも内容的にふくんでいて、これと矛盾するものではないが、レッドページの歴史的意義をあきらかにするうえで、より適切であると私は考える。

### 「行政整理」「企業整備」——一九四九年夏

レッドページを全面的に論ずるためには、一九四七年三月のトルーマン米大統領の「共産主義封じこめ政策」の発表にはじまる「二つの世界の冷たい戦争」の公然化、マーシャルプラン・北大西洋条約機構（NATO）と

コメコン・ワルシャワ条約機構の対抗、中国革命の勝利（一九四九年一月一日、中華人民共和国建国宣言）という第二次世界大戦後の国際情勢の新しい展開を背景に置かねばならない。アメリカでは一九四九年に大規模な労働組合員のレッドページがおこなわれ、さらに五〇年には「赤狩り」のマッカーシー旋風が吹き荒れた。

焦点を日本国内に絞っても、二・一ゼネスト挫折後の社会党の「反共絶縁声明」、労働戦線における「民主化」同盟の台頭（「政党による組合支配排除」「労働組合の民主的運営」のスローガンをかかげる反共運動の組織化）、社会党が参加した連立政権のもとの政令二〇一号の公布（官公労働者からのストライキ権剝奪）、四九年一月総選挙における民主自由党の絶対多数議席の獲得（こんにちまで三〇余年つづいている保守単独政権の確立）、社会党の惨敗（二四三議席から四八議席へ）と共産党の躍進（四議席から三五議席へ）を視野に入れる必要がある。そして、日本経済の「自立と安定」を名目とする一九四八年十二月の「経済九原則」の指令、その具体化としてのドッジ・ライン、行政機関職員定員法にもとづく「行政整理」と民間産業の「企業整備」による一〇〇万人の首切り「合理化」、それを強行するためにおこなされた一九四九年夏の下山・三鷹・松川の「黒い霧」事件、すなわち「権力犯罪」と断定しうる謀略諸事件、そのもとの労働組合運動の指導路線の右旋回に触れる必要がある。さきに紹介したように高倉は、このなかで約三万名の事実上のレッドページがおこなわれたと推定しているのである。しかし、これらの歴史的経過については、私自身もこれまでにくりかえし書いてきたし（『日本労働運動の歴史』『弾圧の歴史』『戦後労働組合運動の歴史』その他）、紙数もないのでここでは省略する。

ただし指摘しておきたいことが二点ある。第一は、一九四九年の大量首切りのなかでレッドページがおこなわれたことは確実であるが、それを数字的に確定することは調査の現段階ではできていない。第二に、一九四九年

秋から五〇年春にかけて、おもに小・中・高校の教職員を対象にレッドページがおこなわれた事実を特筆する必要がある。その一端は、前記・東京都教職員関係の資料や光山松雄の体験記であきらかにされている。この教育関係のレッドページは、一九四九年九月二十八日の全国教育長会議での「赤い」教員追放決議に始まったが、G・H・Q・C・I・E（民間情報教育局）の顧問、W・C・イールズ博士が演じた役割が大きい。その数は約二、〇〇〇名と推定されているが定かでない、少なくとも一、七〇〇名を下らないと推定される。これから述べる一九五〇年の、朝鮮戦争と直接に結びついたレッドページの先駆として、まず教育の分野に攻撃が加えられたことは重視しておく必要がある。

### 朝鮮戦争開始前後

一九五〇年六月二十五日の朝鮮戦争勃発の前後、日本は戒厳令下を思わせるような緊張状態におかれた。

それに先立ち、元日、マッカーサー司令官は年頭の辞で、日本国憲法は自己防衛の権利を否定していないと声明した。再軍備可能な方向への第九条の解釈である。

一月六日、コミンフォルム機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』は、「日本の情勢について」論評し、野坂参三の平和革命論に代表される日本共産党の路線は、アメリカ帝国主義との闘争を放棄した右翼日和見主義であると批判した。このコミンフォルム批判をめぐって、共産党指導部内の対立が激化し、やがて党組織そのものの分裂、その一方の翼による極左冒険主義戦術の展開という「五〇年問題」にまで発展した。<sup>(1)</sup>

五月三日、憲法記念日に、マッカーサーは声明を発表し、共産党は侵略の手先だと非難して、非合法化を示唆

した。<sup>(2)</sup> ここには朝鮮戦争の切迫が予想されていたと同時に、コミンフォルム批判をうけて、反帝国主義闘争の方向に姿勢を整えはじめた共産党にたいする警戒心のたかまりが表現されていたといえよう。

五月三〇日、民主民族戦線東京準備会主催による「五・三〇、共産党防衛・平和擁護・要求貫徹・朝鮮祖国統一戦線・人民決起大会」が皇居前広場でひらかれた。一年前のこの日、公安条例制定反対の東京都議会デモが武装警官隊ともみあって、東京都電の労働者橋本金二が階段から転落死亡した事件の記念日であった。<sup>(3)</sup> 約一万人（一説に五万人）の労働者・学生・市民がこの集会に参加したが、会場はきびしい警戒に包囲されていた。そのなかで警察官のスパイ行為の摘発をめぐってトラブルがおこり、八名の労働者と学生がMP（米軍憲兵）に逮捕され、軍事裁判にかけられた。裁判は昼夜兼行ですすめられ、参議院選挙投票日の前日にあたる六月三日午後、占領政策違反の名目で重労働一〇年ないし五年の全員有罪判決が下された。

この五・三〇事件について、占領軍の態度は民主的ではなく、「植民地暗黒裁判の如く感ぜられる」という立場から二七の労働組合と民主団体が連合軍最高司令官マッカーサー元帥に宛てて質問書を発したが、その責任者として全官公労委員長佐藤安政らが逮捕された。

六月二日、警視庁は、五日まで東京都内の集会・デモを全面的に禁止すると発表し、さらに六月五日には、この禁止措置を当分継続すると発表した。この措置は、GHQ幕僚第二部（GII）部長ウィロビー少将の書簡にもとづくといわれたが、この書簡の現物は、こんにちまで確認されていない。さらにこの措置は、六月十六日から警視庁管内だけでなく全国に拡大された（但し翌十七日に政府がGHQと折衝して、六月二十五日以降は、公共の脅威、占領目的違反のものを除き緩和すると発表した）。

六月六日、マッカーサーは吉田茂首相に書簡を送り、共産党中央委員全員二四名（うち国会議員七名）の公職追放を指令した。<sup>(4)</sup> さらに翌七日、共産党中央機関紙『アカハタ』（こんにち「赤旗」）編集委員一七名の追放が指令された。<sup>(5)</sup>

朝鮮戦争勃発の翌日、六月二十六日、マッカーサーは『アカハタ』の三〇日間停刊を指令した。<sup>(6)</sup> この停刊指令は、その後七月十八日に無期限に延長され、『アカハタ』は講和条約発効後の一九五二年五月一日まで発行できなかった。さらに法務府特別審査局（公安調査庁の前身）は、共産党の地方機関紙を全国的に発行停止処分にした。共産党はさまざまな題号で『アカハタ』後継紙を合法的に発行する努力をつづけたが、それらはつぎつぎに発行禁止になり、ついに非法法機関紙の発行によることを余儀なくされた。

六・六追放を契機に、書記長徳田球一を中心とするグループは、意見のちがう七名の中央委員を排除して一方的に非公然体制に移行し、中央委員会は分裂により機能を喪失した。分裂は下部の党組織全体に拡大し、さらに大衆団体にも波及した。

これにたいし法務府特審局は、追放令違反容疑で該当者の行方を探索し、七月七日、徳田書記長らを全国手配した。その後、潜行幹部のうち二名が逮捕、起訴されたが、その他の人びとは五年余の地下活動ののち、一九五五年七月の六全協（第六回全国協議会）で党の統一の基礎がつくられたのちに合法舞台に姿をあらわした。なお六全協で、徳田書記長がすでに一九五三年十月、亡命先の北京で病死したことがはじめてあきらかにされた。さらに、すでに共産党を除名されていた元幹部伊藤律は、一九八〇年九月に、北京から日本に帰国した。

(1) 日本共産党中央委員会出版局発行の『日本共産党の五十年』は、「コミンフォルム論評と党の分裂」について次の

ように総括している。

「恒久平和」紙の論評は、その内容の点では、それが占領下の平和革命論の誤りを批判し、民主的な講和と占領軍の撤退、独立、民主、平和日本の建設を行動綱領の中心において、アメリカ帝国主義と日本反動勢力の従属と戦争の計画に反対するという日本人の闘争の基本的な方向をしめしている。かぎりでは、日本共産党の政治路線の誤りをただす積極的な助言であり、党が解放闘争の戦略上の不明確さを解決して正しい綱領の方針を確立するのに役立つものであった。しかし、この論評の批判の方法は、コミンテルン解散後の兄弟党間の関係を無視して、あたかもコミンフォルムが日本共産党にたいする国際的指導機関であるかのようにふるまっていた点でも、また内部的な討議や助言という方法をとらず、「反マルクス・レーニン主義」等々の乱暴な糾弾を外部から突然おこなった点でも、きわめて節度を欠いていた。その根底には、コミンテルン解散後も、ソ連共産党を事実上世界の共産主義運動の指導党とみなすスターリンの大国主義がよこたわっていた。

日本共産党が、朝鮮戦争を準備していたアメリカ帝国主義の面前で、党にたいするこれらの弾圧のつよまる条件のもとで、正しい政治路線への転換を成功的におこなうためには、全党の意思の統一とかたい団結による賢明な処置が必要であった。しかし、突然の一方的な国際批判は、党内の矛盾と対立を必要以上にはげしくし、この転換に困難を加えた。また、この国際批判は、党がまだ全体として自主的な国際路線を確立しえず、スターリンやソ連共産党、中国共産党などへの無条件の信頼の傾向が支配的だったこととむすびついて、日本共産党の内部問題へのスターリンなどのいっそう乱暴な干渉に道をひらく第一歩となり、その意味では、それ以後数年にわたる党の分裂と混乱の最大の要因の一つとなった。(一九七七年増補版、一三二—一三三ページ)

(2) 五月三日、憲法記念日のマッカーサー声明は強烈な反共攻撃でつらぬかれていたが、そのなかで日本共産党に名指しの非難を加えた。

「終戦直後憲法の保護の下に特定の政治的、経済的、社会的理論の推進に専念するため一政党として結成された日本共産党は、当初は穩健に発足し、そのために一部の人々の支持を獲得した。しかしかれらはその地歩を固めようとすることに当ってあらゆる共産主義運動のたどる道を進み、政治、社会活動において次第に激烈となり、やがて国民の反発を買い、その結果共産党は政治的には事実上勢力を失う状態に陥った。ことに最近ではその粉砕された残存分子は、

この失敗から生じた窮状を打破しようとして合法の仮面をかなぐり捨て、それに代って公然と国際的略奪勢力の手先となり、外国の権力政策、帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引受けたのである。

同党が以上のようなことをやっていることは、とりもなおさず同党が破壊しようとしている国家および法律から、同党がこれ以上の恩恵と保護を受ける権利があるかどうかの問題を提起し、さらに同党の活動を果してこれ以上憲法で認められた政治運動とみなすべきかどうかの疑問を生ぜしめる。」

(3) 五・三〇決起集会は、次のような内容をふくむ宣言を採択した。

「独立と平和・生活権と民主主義の擁護を基本に共同の綱領を具体化し、すべての愛国者を行動に組織し、民主民族戦線に結集することが緊急任務であるとき、労働者階級と民主主義勢力の責任はまことに重大である。朝鮮においては李承晩売国選挙の粉碎されるべき今日（引用者注—大会当日の五月三〇日）がちょうど韓国の総選挙の投票日にあつており、この選挙で李承晩大統領の与党・大韓民国党は敗北した）、橋本金二君虐殺にたいする怒りをこめて、祖国を外国のための戦場にし、同胞を肉弾にし、アジア解放を阻止せんとする内外反動勢力との闘争に新たな決意をもって前進する」

(4) 日本共産党の中央委員全員の公職追放を指令したマッカーサー司令官の吉田首相宛六月六日付の書簡は、終戦〓占領当初に「日本の全体主義的政策に対して責任ある人物」〓「軍国主義的指導者」〓「反民主主義的分子」にたいして適用された公職追放措置が、いまや共産主義者にたいして適用される必要を生じた旨を主張している。急激な政策転換である。

(5) 『アカハタ』編集委員一七名の公職追放を指令した吉田首相宛書簡で、マッカーサーは、日本の新聞を「全体として」賞讃したうえで、次のように主張している。

「ただ著しい例外は共産党の機関紙アカハタである。この新聞は、相当の長期にわたって共産党内部の最も過激な無法分子の代弁者の役割を引受けて来た。そしてこのような代弁者として、法令に基く權威に対する反抗を挑発し、経済復興の進捗を破壊し、社会不安と大衆の暴力行為を引起そうと企てて、無責任な感情に訴える放縱で煽動的で挑発的な言説をもってその記事面や社会欄を冒瀆して来た。これらのこと一切に対しては、公安を確保するために即刻是正措置をとることを必要とする。」

……よって私は、残された是正方法として、日本政府がこの新聞の内容に関する方針に対して責任を分担している左記の者を、一九五〇年六月六日附の私の貴官宛書簡のうちさらに加えるために必要な行政上の措置をとるよう指令する。」

(6) 『アカハタ』の三〇日間発行停止を指令した六月二十六日付マッカーサー司令官の吉田首相宛書簡は、次のように指摘している。

「最近の同紙は、朝鮮の事態を論ずるにあたって真実を歪曲し、これによって、同紙が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、日本国民の間に、人心を攪乱して公共の安寧と福祉とを侵害することを目的とした、悪意のある、虚偽の煽動的な宣伝を広めるために用いられる外国の破壊勢力の道具であるという事実を証明している」

さらに同一の趣旨にもとづいて、『アカハタ』及びその後継紙並びに同類紙の無期限発行停止をマッカーサーは七月一八日付で吉田首相に書簡を送って指令した。

「日本において共産主義者が言論の自由を乱用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼らに公的報道の自由を使用させることは公共の利益のため拒否されねばならない」

## 言論弾圧

朝鮮戦争勃発後、公然たるレッドページ、すなわち思想信条を正面から理由にかかげた労働者の生活権の侵害が開始されたが、その第一号は新聞・通信・放送関係であった。ここに現代社会におけるマスコミ事業の重い役割への評価がくっきりあらわれている。

七月二四日、GHQ民政局公職審査課長ジャック・ネピア少佐が、突然、東京八社の責任者と地方紙を代表する資格で新聞協会代表を個別的に招いて、口頭で次のように伝達した。

「マッカーサー元帥が『アカハタ』に関し三度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党员および

シンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警（国家警察）や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（江尻進新聞協会編集部長の記録、『新聞協会報』一九五二年六月四日号）。

この口頭指令を正面から拒否した新聞社代表はひとりもいなかった。五〇社七〇四名の犠牲者のうち、一〇四名を追放した朝日新聞を例にとると、その解雇理由は一律に次のような文面であった。

「マッカーサー元帥は『アカハタ』の無期限停刊を指令すると共に、今日の如く自由世界の諸軍隊が国際的共産勢力の暴力に対したたかっている状況下においては、報道機関は自由のための闘争において最も重大な責任を課せられている点を強調した七月一八日付吉田首相に対する書簡によって、一般の報道機関に対しても、その組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示された。

よって我社としては貴下に対し、本社従業員就業規則第四五条第六号の規定により七月二八日付をもって退社の措置をとることと致しました。」

ここにいう就業規則第四五条第六号とは、「やむを得ざる社務の都合によるときは、社員を退社させる」という融通無碍の一項である。

読売新聞社は、一九四五年一〇月にはじまった第一次争議および翌四六年六月にはじまり一〇月まで一二七日間つづいた第二次争議をつうじて、業務管理闘争による社内民主化運動の成功、それにたいする巻き返しとしてのGHQの介入による弾圧、組合分裂、進歩的従業員の解雇（ひろくいえばレッドバージ）と終戦直後から激動をつづけた（その詳細は増山太助著『読売争議』 亜紀書房 一九七六年、山本潔著『読売争議（一九四五・四六）』 御茶の

水書房 一九七八年、などにまとめられている。そして一九五〇年七月二十八日、馬場恒吾社長の名で社内につきの布告がかかげられた。

「連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和二五年六月六日、六月七日、六月二六日、七月一八日の指令ならびに書簡は、日本の安全に対する公然たる破壊者である共産主義者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを指示したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあったので、我社もこの際、共産主義者ならびにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左記の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約等に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されることを望むものであります。なおこれと同じ措置が同じ日、同じ時刻に全国の主要なる新聞通信放送会社で一斉に行われていることを申し添えておきます」

六月六日から七月一八日にいたるマッカーサーの四通の書簡についてはすでに紹介した。他の各社の解雇通告も、表現にニュアンスの差はあっても趣旨は同一である。そのなかでNHKは、GHQ・CIE（民間情報教育局）が直接管理していた関係で、レッドページは占領軍の直接命令のかたちでおこなわれた。七月二十八日午後、NHK大阪中央放送局の壁に、日本語と英語の掲示が貼りだされた。

「連合軍司令官ダグラス・マッカーサー元帥の命により、左記共産主義者並びにこれに同調せるものは、当建物及び施設内に入るを得ず」

該当者は時を移さず、問答無用でMP（米国憲兵）の手で局内からつれ出された。同日、東京のNHK放送会館では、古垣鉄郎会長名の命令書が掲示された。

「日本放送協会はSCAP（連合軍最高司令官）が最近数次にわたって発した日本政府宛の書簡及び声明の精神ならびに本日第八軍AFRS（米国軍隊放送）より会長宛に発せられた通牒に鑑み、別紙の者爾今協会所属の一切の建物及びその構内に立入ることを厳禁する」

これとともに解雇通知書が一〇四名の自宅宛発送された。

GHQ・CIE局長ニュージエント中佐は、報道機関からの「赤色分子」の追放について、八月三日、特別発表をおこなって満足の意を表明した。

「日本新聞発行者および日本放送協会経営者が最近、その内部機構を再検討し、その結果、現在ならびに潜在的な破壊分子の解雇を命じたことは時宜を得た勇敢な措置であるばかりでなく、一九五〇年七月一八日連合国最高司令官が吉田首相宛の書簡で、『共産主義者が破壊と暴力の教義を宣伝するため公共の言論機関を利用する危険が明白に存在している』旨を述べた書簡の主旨にまったく合致するものである。」

これにつづいて、民間産業・政府機関をつうずるレッドページの嵐が全国に吹き荒れた。その数字を、労働省の発表にもとづいて集約しておく（第一表、第二表）。この数字のなかで、たとえば国鉄関係の人数が少ないのは、前年の定員法による九万五千人の「行政整理」のなかに、大量の事実上のレッドページがふくまれていたからである。他の産業部門にも同様の事情があったと推測される。

レッドページの実施に先立って、GHQ労働課は五月八日、「労働組合の組織と構造に関する教育計画におけるスタッフ活動」と題する文書を作成し、このなかで共産党対策を綿密に規定したが、そのなかには次のような項目がみられる。「共産主義的指導者および同調者の名前を確定する」「できる限り、反共主義的労組指導者を

第1表 民間産業レッドページ整理一覧表

労働省調25. 12. 10

産 業 別	推定従業員 総数(A)	整理実施企 業従業員 総数 (B)	被 整 理 者				通 告 年 月 日
			社数	人員(C)	C/A%	C/B%	
新聞放送	49,600	32,767	50	704	1.4	2.1	7.24~ 8. 5
電 産	145,000	142,536	10	2,137	1.5	1.5	8.26
映 画	15,000	7,800	3	113	0.8	1.4	9.22
日 通	108,473	108,473	1	515	0.5	0.5	9.25
石 炭	460,000	358,944	66	2,020	0.5	0.6	10.15~10.30
金 属 鉸 山	80,000	67,582	18	302	0.4	0.4	10.15~10.30
石 油	13,000	12,789	6	91	0.7	0.7	10.20~10.28
私 鉄	135,000	99,881	37	525	0.4	0.5	10.21~10.25
車 輛	30,000	13,834	7	94	0.3	0.7	10.10~10.28
造 船	90,000	77,506	19	601	0.7	0.8	10.16~11. 8
鉄 鋼	160,000	151,837	48	1,002	0.6	0.6	10.17~11. 8
自 動 車	40,000	28,221	18	147	0.5	0.6	10.10~11. 6
印 刷 出 版	46,000	10,630	12	160	0.3	1.5	10.26~11. 4
電 工 学	60,000	58,327	21	381	0.6	0.7	10.18~11. 7
化 学	360,000	193,393	122	1,410	0.4	0.7	10. 5~11.10
機 器	150,000	47,528	49	438	0.3	0.9	10.10~11.11
電 線	14,000	2,902	4	31	0.2	1.1	10.23~11. 9
非 鉄 金 属	30,000	6,614	6	46	0.2	0.7	10.27~11. 9
食 糧	80,000	564	2	15	0.02	2.6	10.29
織 維	400,000	117,916	20	144	0.04	0.1	10.17~11.10
医 療	150,000	913	2	46	0.04	5.0	8.28~10.19
木 材	95,000	644	5	11	0.01	1.7	10.18~11. 4
銀 行	110,000	21,400	7	20	0.02	0.1	10.20~11.27
生 保	15,000	5,000	4	19	0.1	0.3	11.28~12.
計	2,836,073	1,568,007	537	10,972	0.39	0.70	

(註) 1. 整理人員数には事前退職者を含む。

2. 社数は延社数である。(同一企業に金属鉸山部門、石油部門がある時は夫々一社として数えた。)

(労働省・資料労働運動史・昭和25年・1078頁)

第2表 各省庁におけるレッドページ集計表

人事院調25. 11. 25

レッドページ(塩田)

機 関 名	実施月日	整 理 人 員 明 細									備 考
		中 央			地 方			合 計			
		法78 条	依頼	計	法78 条	依頼	計	法78 条	依頼	計	
農 林 省	11月2日	42	7	*1 54	73	57	*2 142	115	64	*3 196	*1法か依頼かの不明5名を含む
通 産 省	11月4日	38	6	44	1	0		39	6	45	*2同12名を含む
電 通 省	11月6日	6	6	12	133	72	205	139	78	217	*3同17名を含む
郵 政 省	11月11日	6	0	6	76	20	96	82	20	118	*法か依頼かの不明16名を含む
労 働 省	11月11日	0	0	0	4	0	4	4	0	12	
運 輸 省	11月7日	14	5	*1 21	0	2	2	14	7	*2 23	*1*2不明2名を含む
厚 生 省	11月11日 11月15日 10月30日	0	0	0	6	1	7	6	1	7	
大 蔵 省	11月1日 11月11日 11月15日 11月22日	3	0	3	18	17	*1 37	21	14	*2 40	*1*2 含2名懲戒者
建 設 省	11月12日	0	0	0	2	0	2	2	0	2	
電波管理委員会	11月15日	0	2	2	1	3	4	1	5	6	
特別調達庁	7月及9月	0	0	0	0	(2)	(2)	0	(2)	(2)	集計より除く
鉄 道 省	11月14日	0	2	2	0	0	0	2	0	2	
国 鉄 専 売 合 計	11月13日 11月17日									467 42	
合 計		111	26	144	314	172	500	425	198	1,177	

註・本表より除外されている省庁では、今回のレッドページの該当者がなかった。

(労働省・資料労働運動史・昭和25年・1078頁)

使って、共産主義者の行動を挫く計画を考案する。ただし、いかなる場合でも、GHQが直接参加することがないよう十分配慮する。」

さらに六月二十九日には、GHQ労働課長代理V・ブラッティは、経済科学局長マーカーカット少将宛覚書「日本労働運動における反共計画」を作成し、「本計画は共産主義者の影響力の弱化和排除を取扱う。この計画の立案には、日本政府(労働省)、多数派を代表する反共的労組役員およびGHQ労働課全員が協力している」と述べた。

この「反共計画」にもとづいて、八月十八日、GHQ労働課と地方民事部司令官との会議でレッドページの推進について検討がなされ、次のことが確

認された。すなわち、「レッドページ計画」の推進にあたっては、いかなる場合においても、日本人個人の解雇を地方民事部が命令してはならない。そのかわりに、日本の組合および経営者が自発的意志に基づいて、自らの手で共産主義者および業務妨害者をページすることをGHQは期待する」(前記、竹前栄治著『占領戦後史』「レッドページ」一八七—一九四ページによる)

このようなGHQの動きと、十月九日に労働省労政局長名で各都道府県知事に宛てて発せられた「企業内における共産主義的破壊分子について」と題する通達とは呼吸が合っている。

「最近新聞放送事業その他公共性の強い事業において世上レッド・ページと称せられる解雇が行われているが、かかる解雇自体は、屢次のマッカーサー元帥の声明及び書簡の次第もあり、経営者が自己の企業を破壊から防衛するための措置として行われるものであり、その限りにおいては憲法、労組法、労基法その他の法令に違反するものとは解せられない。

従って右の限度において行われている限り労働行政の見地からは異存をさしはさむ筋合いのものではなく、且つこの措置は企業経営者及び民主的な労働組合がその自覚と責任において実施すべきであって、行政当局はこれを主導的に指導する立場にあるものではない。」(労働省『資料労働運動史』昭和二五年 八八六ページ)

### 電産の特別指令

レッドページのなかで最大多数は電気事業の二、一三七名の解雇であったが、そのやり方が「組合クレーダ」と呼ばれたほど強烈なものであった点でも注目をひいた。

電気事業の労働組合運動は、戦後いちはやくスタートを切り、一九四六年四月には、会社別組合の全国的結集体として日本電気産業労働組合協議会（電産労協）を組織し、同年八月に結成された階級的ナショナルセンター・産別会議のもっとも有力な加盟組織となり、さらに二・一ゼネスト闘争後の一九四七年五月に産業別単一組織として日本電気産業労働組合（電産）に発展的改組をあげた。

電産は、共産党勢力の強い戦闘的労働組合としてきこえていた。ところで二・一ゼネスト闘争後、組織内に社会党員を主体とする反共「民主化」運動が台頭し、指導権を争う左・右の対立が激化し、一九四九年五月の第四回大会（別府大会）で反共民同派が指導部の多数を制することになった。そして経済九原則「ドッジ・ライン」が実施されるなかで、電気事業の全国九地区への分割による再編成計画がアメリカ占領軍と日本政府の手ですすめられ、労働組合運動は難局に直面した。そのもとで指導権の右派への移行がすすめられたわけであるが、内部対立は一九五〇年五月の第五回大会（奈良大会）の流会さわぎとなって爆発した。直接のきっかけは、左派勢力の強い関東地方本部と福島県猪苗代分会の代議員資格問題をめぐる激論乱闘であった。

事件当日の五月二十九日夜、右派主導の電産中央常任執行委員会は、「開会直前に於いて、赤旗を先頭に他団体の人々を含めた一団が、会場へ暴力を以て不当に乱入し数名の負傷者迄出さしめて、会場を全く混乱に導く」という、電産の歴史に曾てない不祥事件が惹起されたことは誠に遺憾である」として、長文の「声明書」を発表して左派を非難した。大会は無期延期となった。

この件について民同派は、「共産派」を猛烈に非難攻撃したが、元電産労組中央執行委員藤川義太郎は「共産派」の立場から次のように語っている。

「奈良の大会というのは、猪苗代分会の一三名の除名が中心問題となる大会でした。私たちはこの問題は話し合って解決する態度で大会に臨みました。これに対して民同側の人たちの中には、私たちと同じ態度の人も相当いましたが、民同の最右翼の連中は、最初から大会会場入口にバリケードを築き私たちを入れないという挙に出ました。これに対し共産系の一部の人たちは、この挑発的な行為にのせられ、大会の会場入口で乱闘となりました。このため大会は三日の間ひらかれないままに流会となつてしまいました。この時、奈良県の公安委員会には、奈良出身の組合員で現在の民社党代議士向井長年がいました」(「電産労組の思い出」『労働運動史研究61号』九一ページ、『切られたばってん』二六〇ページに転載)

ところが、それから二カ月後の一九五〇年七月十二日、電産中央常任執行委員会は、七月六日の決定にもとづいて「電産非常事態収拾に関する特別指令」(いわゆる零号指令)を発した。この長文の「特別指令」の要旨は次のようなものであった。

「一、電産は組織上まさに非常事態に直面している

冷戦より熱戦へと動乱を極めつつある情勢下、コミンフォルムの批判を受けた日共は、愈々その売国的性格と暴力的本質を露骨化し、国際赤色ファシズムの脅威を背景に組合支配の野望を達成せんものと、遂にわが電産第五回中央定時大会を暴力デモの使喚によって破壊するに至った。この憎むべき暴挙と未曾有の大会無期延期の実体を眼前に見た全国の真面目な組合員は、遂に此の事件の煽動者達より組合を断乎自らの手で守らなければならない事を決意するに至ったのである。

即ちこれ等煽動者達は既に民主主義の敵であり、組合の破壊者である事を見究め、もはや彼等とは同じ電産

組合員として行動を共にし得ない事を確認したものである。尚これ等組合の破壊者に同調する人々に対しても同様の態度を決定している。この事は大会無期延期後一カ月にして、既に各職場、各機関に於て自主的に決議された声明書決議文などが日を追って夥しい数に上っている事実によっても明かである。……」

そこで、「三、民主的労働組合は多数決原理を基幹とするデモクラシーを堅持し、権利の正常な行使と義務の忠実なる履行が全員で守らるべきであり、且つその行動方針は平和と繁栄を指向するものでなければならぬ」のであり、「四、国際赤色帝国主義の利益の為に組合デモクラシーを否定し、組織の破壊者たる日本共産党の指導に盲従する極左分子及びそれ等一切の影響を断乎排除する必要ある事」ということになるのである。したがって、「五、非常事態に直面した電産は上記の第三、四項を了解し之に同意する組合員によって、真に闘い得る民主的組織を速かに確立せねばならない」

「六、以上の上に立ち中央本部は非常事態收拾の為次の如く指令する。

- 1 爾後電産は前記の第三・四・五項を確認する組合員によって組織を維持し運営する
- 2 その為全組合員は本指令に対する態度を速かに決定し、別に指示する手続に従い、八月十日迄に所定の様式による確認書を中央本部に提出せよ
- 3 中央本部はこの確認書を最終的に審査し、之により電産組合員名簿を整理する

(以下7まであるが省略)

これに抗議して、「電産全国統一代表者会議」は、七月六日付で「電産の全組合員諸君」にアピールを発した。「七月六日中央常任委員会は十五対五で電産を四分五裂の混乱におとし入れる特別指令をきめた。これは組合

員の政治的信条の自由と政党支持の自由をふみにじり、規約と綱領を無視した再登録と、これに基づく選挙によって共産党員をはじめとする闘う組合員を組織から排除し、わが光輝ある伝統をもつ電産をせまりくる戦争への協力者、「ファシズム」の忠実な召使に作りかえようとする陰謀を、恥しらずにも首切りの脅威をもって全組合員に押しつけんとしている。

諸君われわれの前に問題が山積している。お盆手当、本格賃金そして能力給・時間外と賃金要求が今打ちすてられたままだ。そして職制は職場のみか家庭にまで来て、われわれを甘言で誘い、首切りでおどかしている。組合運動の自由もますます制限され、会合も言論も自由によれなくなっている。（中略）

われわれ電産の戦闘的伝統を守って統一をはかろうとする全国各級機関の代表並びに同志約百名は本日東京に会合し

一、特別指令による組合の分裂と産報化に絶対反対し

一、電産の規約綱領を守り

一、中央民同による再登録を断乎拒否し

一、八月中旬に次の要求をかちとるための大会をひらくことを決意し、全国的にこの運動をひろげることを決定した。（以下略）

特別指令にに応じて再登録の手続をとったものは、八月二十九日現在で一一二、三〇〇名で組合員の八七・四パーセントにのぼり、未提出者は一五、三七〇名であった（労働省『資料労働運動史』昭和二五年版）。

大勢が決定的となった八月二十四日に、中央常任委員会は、人員整理にあたっては、「原則的には特別指令を

拒否し確認署名をしない者の反対闘争はしない」ことを決定した。

八月二十六日、会社（当時は日本發送電株式会社）は二、一三七名の人員整理を通告した。「人員整理実施要項」に次の「基本方針」が示されていた。「現下の諸情勢に鑑み、事業の公共性に自覚を欠く者、常に煽動的言動をなし、他の従業員に悪影響を及ぼす者、正当な組合活動の域を逸脱する行為をなす者等、円滑な業務の運営に支障を及ぼし、又は之に協力しない一部従業員は直ちに之を整理するのやむなきに至った次第であります。」整理対象者に発せられた退職通告書は次のことばで結ばれていた。「追って会社は、職場秩序維持のため貴殿に対し八月二十六日以降許可なくして当社の事業場、その他の諸施設に立入ることを禁止致しますから併而通知致します」

会社、警察、反共民同派および反共右翼団体による職場防衛隊、電源防衛同盟などによって、解雇反対闘争は嚴重に封殺された。

民同派に属する組合幹部の経歴をもつ筒井時雄の著書『電産中国労働運動史』（日本電氣産業労働組合中国地方本部一九六二年刊、私の小論も資料をこの書物に負うところが多い）は、次のように苦しい弁明をおこなっている。

「特別指令と人員整理（レッド・ページ）とは次元の違う問題である。特別指令に批判があるとしても、組合の民主化を遂行する一つの手段であり、外部から強いられたものでなく、内部からの自主的行動である。レッド・ページは占領軍の示唆により、資本家が労働者に加えた攻撃の一形態である……両者は本質において、その狙いが違っている。労働者にとって世紀の試練であったことだけは同じである」（二六一―二六二ページ）

「解雇通告の内容と時期はすべて占領軍の示唆によって強行したことは疑うべくもない事情にあったようであ

る。……人員整理が特別指令実施中に強行されたため職場の混乱は深刻なものがあり、両者のきりわけに組合としては困難なものがあつた。これらの点について共産派は民同派が人員整理に協力していると宣伝したのである（「ニゼニページ」）。

しかし、レッドページの対象者は即特別指令拒否者であつたから、特別指令を踏絵として、占領軍・経営者によるレッドページの水先案内をつとめたとする「共産派」の指摘は言いがかりとはいえないだろう。

このようにして電産労組からも左派勢力は一掃され、一九五〇年一〇月の新潟大会では懸案の産別会議からの脱退が決定された。しかしその後電力会社の九地区への分断にともなつて、労働組合も単一の産業別全国組織から企業別組合への「逆転」がすすみ、それらの組合の大部分は総評からも離脱して、同盟傘下の電力労連（全国電力労働組合連合会、一九五四年五月結成）に結集した。そして、高度経済成長のエネルギー源を支える反共・労資協調の「穏健な」労働組合としての特色を発揮するにいたつた。

### 民族的悲劇

朝鮮戦争勃発直後の七月八日、マッカーサーは警察予備隊七万五千人の創設を吉田首相に指令した。こんにちの自衛隊に発展する再軍備が開始された。レッドページの一方、敗戦直後に「軍国主義者」||「反民主主義者」として公職追放処分を受けていた人びとの追放解除やA級戦犯容疑者の釈放がおこなわれた。旧軍人も追放解除されて警察予備隊に迎えられた。

労働戦線は、反共民同派の主導のもとに再編成され、新しいナショナルセンターとして総評（日本労働組合総評

議会)の結成大会が七月十一日にひらかれ、三七七万人を結集したとして次の「宣言」を發した。

「われわれは日本共産党の組合支配と暴力革命の方針を排除し、労働階級の永き要望に応え、自由にして民主的なる労働組合に依つて労働戦線統一の巨大なる礎をすえたのである」

総評のレッドページにたいする態度は、「民主主義の社会秩序を打ち立てようとする日本に於ては、暴力による破壊行為及びこれを準備する行為は許されない。したがつてこれらに該当する者は何人たるを問わず、処分の対象とされることは止むを得ない」(一九五〇年九月評議会決定「共産黨員および同調者にたいする態度」)として被バ―ジ者を見殺しにするものであった。

一方、左派が主導していた全労連(全国労働組合連絡協議会)は、八月三〇日、マッカーサーの指令にもとづいて解散され、その幹部十二名は追放された。全労連の主力をなしていた産別会議から脱退する組合があいついだ。レッドページ反対闘争は困難をきわめた。労働組合運動は、反共民同派に大勢を制せられ、職場の大衆は攻撃を恐れて、ほとんど立ちあがらず、左派は孤立して大衆の権利擁護闘争を展開できなかつた。被バ―ジ者は、組合員資格を奪われたので独自に誠意反対同盟をつくつて闘つたが、法の救済を求めざる道をとんとまったく閉ざされた。労働委員会に提訴してもほとんど審問を拒否され、裁判所は身分保全の仮処分申請を却下し、解雇無効の本訴をおこしてもことごとく敗訴した。共産党との無関係を立証して、勝訴して職場復帰をかちとつたものは例外的な少数であった。それでも三十年たった今日なお、解雇取消しを要求して長期の裁判をたたかいつづけている人びとが全国各地にいる。電産関係でも、福岡・関西・東北・北陸で各電力会社を相手どつて裁判がつづけられ、なお継続中のものがある。集団もあるが単独の個人のたたかひもある。ここではその一つひとつをとりあげ

る余裕がないので、八幡製鉄の例を紹介しておく。

「八幡製鉄不当減首反対同盟の解雇無効確認訴訟は、一九五三年六月、二百三十名の被解雇者のうち結集できた百一名の者によって開始されました。しかしこれは、同盟が証拠申請もろくに行わぬうちに、わずか数回の公判で打ち切られ、翌年六月の判決は、予想どおり棄却敗訴となりました。

この不当な裁判に憤激して、今度は七十一名の者が直ちに控訴し、これは十七回にわたる公判闘争ののち一九五七年二月結審、五九年九月の判決は、これまた会社の一方的な主張のみを採用して敗訴となりました。同年十二月、最高裁に上告しましたが、二年後の六一年四月の判決はまた棄却でした。

この間、このいわば一次の裁判に参加できなかった者三十二名が、五九年十月あらたに裁判をおこし、公判を闘いましたが、これも六八年二月の判決で敗れました。」（前記、八幡製鉄レッドページ三十周年記念の集い実行委員会編『思ひ出の文集と闘いの記録』「序文」から）

日本共産党は、党にたいする直接の弾圧と並んでレッドページを憲法違反として抗議したが、有効にたたかうことができなかった。六全協によって分裂状態を克服する足場をきづいたのち、一九五七年十二月二十四日、日本共産党中央委員会書記局は「レッドページ反対闘争」についての態度を表明した。それは、「戦後党が占領支配の本質をきわめず合法主義にわざわいされていたうえに、党の労働組合内の活動に幾多の欠陥があったこと」をみとめ、「一九五〇年の不幸な党の分裂状態は、レッド・ページにたいする正しい統一闘争を組織することをできなくした。闘争は孤立し、分散したものとなった」と反省している。

そして「今日の各地のページ反対、復権の闘争はなによりも、この困難のなかでたたかいつづけた党内、党外

のページ犠牲者の力によるものである。しかしこの闘争はまだ決して十分大衆的な運動にはなっていない。それは党全体の一致した系統的なたたかいがなかったことに最大の原因がある」と指摘している。

朝鮮戦争は、日本の独占資本主義復活の「神風」となり、翌五一年九月、対日講和条約とワンセットで日米安保条約が結ばれ、それらは翌五二年四月二十八日に発効して「サンフランシスコ体制」が確立した。われわれ日本国民はこんにちなお、そのもとで生活しており、憲法改正論議、軍備増強計画、労働戦線の再編成問題などのきびしい情勢に直面している。高倉金一郎は『切られたばってん』の序文で、「レッド・ページによって、日本の労働運動は大きな打撃をうけ、ひいては民族的悲劇をもたらした」と述べているが、三〇年前の歴史的経験はまだ消え去った過去のできごとにはなっていない。

**追記** 本稿脱稿後に刊行された日朝協会北九州支部発行『朝鮮戦争 日本のなかの最前線基地・北九州』（一九八〇年十一月刊）に、八幡製鉄所でレッドページにあった西田米生氏の体験談「レッド・ページと労働運動」が収録されており、そのなかに次のような発言があるので特記しておきたい。

「強大な権力をバックにした米・日支配者が私たちを職場から追いだし、見せしめにして喜んでいたことは間違ひありませんね。しかし赤色分子を追っばらったつもりだったのでしようが、実は「虎」を野に放ったやうなものなんです。

野に放たれた人たちが、失業者の群のなかに、あるいは商業のなかに、市民のなかにはいって行って、民主的な団体とか、組合をドンドン組織していききましたからね。そういう点では八幡製鉄でページになった人たちは典型的な役割を果たしてきたと自負しています。」